

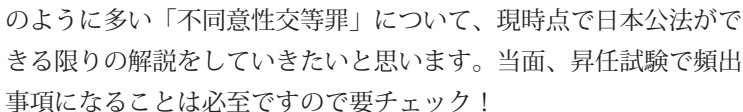
強制性交等罪から不同意性交等罪へ

性的同意アプリ「キロク」、脅迫などの“悪用”対策は？ 「検討します」→2日後、配信延期を発表

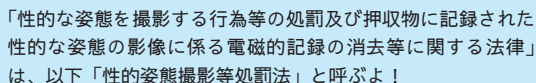
「キロク」は7月13日から性犯罪に関する刑法改正に伴う、「不同意わいせつ罪（刑法176条）」「不同意性交等罪（刑法177条）」の新設をきっかけに開発。「本当は同意していなかった」という相違を防ぎつつ、その場の雰囲気や嫌悪感を壊さず性行為の同意をできるアプリを目指した。同意した記録はアプリ内で蓄積され証拠として使用できる。16日の配信発表からXを中心に話題となり「双方を守るという観点からしたらいいアイデア」「もし過去の同意履歴をみられたら恥ずかしい」など賛否の声があがっていた。特に「意識が混濁している間や脅されたりしたらどうするのか」などアプリの“悪用”を懸念する声が多く、マッチング事業などを手がける地方商社のアプリ「キロク」開発チーム担当者は21日、よろず〜ニュースの取材に「同意の強制などに対する対策機能を検討しております」「ありがたいことに先行登録も多く、そのためのデータのセキュリティー強化を対策しております」などと答えていた。検討の結果、配信延期という判断に至ったと見られる。

※ Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/articles/77a15ee0d4166b20f35acf1f80581deb4eb83797>) から引用

いやはやいやはや……としか言えないニュースですが、その賛否に関しては読者個人の考えに委ねるとして、問い合わせが当たり前



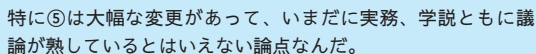
性犯罪の厳罰化に伴う法改正として、令和5年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されました。

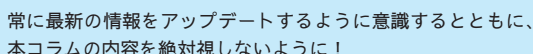
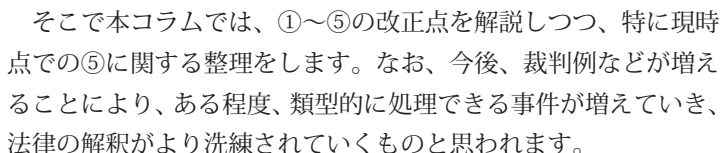


これに伴い、強制性交等罪（刑法旧 177 条）や強制わいせつ罪（刑法旧 176 条）など、性犯罪に関する規定が見直されました。

そこで本コラムでは、これら性犯罪に関する法改正に伴う変更点等について解説をしつつ、現状の問題点について述べます。

まず、強制性交等罪（刑法旧 177 条）及び準強制性交等罪（旧 178 条 2 項）から不同意性交等罪（刑法新 177 条）に改正されたことによる変更点としては、①名称変更、②法定刑の刑種変更、③公訴時効期間の変更、④性交同意年齢の引き上げ、⑤構成要件の整備・拡大が挙げられます。





旧 177 条は「強制性交等罪」という名称であったところ、これが「不同意性交等罪」という名称に変更されました。

2 ②法定刑の刑種変更について

旧 177 条では、法定刑を有期懲役としていたところ、これが有期拘禁刑へと変更されました。これは新たに成立した「拘禁刑」の運用に伴うものですが、その施行は 2025 年と目されており、それより前になされた行為については従来どおり「懲役」が適用されます（改正法附則 3 条）。

今回の改正に伴い、刑訴法も公訴時効に関して改正がありました。「不同意性交等罪」については、10年であった公訴時効

期間が 15 年へと延長されました（刑訴法 250 条 3 項 2 号）。さらに、犯罪行為終了時点で被害者が 18 歳未満の場合には、被害者が 18 歳になるまでの期間が時効期間に加算されます（同条 4 項）。



性犯罪は、被害者が被害を思い出したくないことや恥ずかしさのために発覚が遅くなる傾向にあるから、公訴時効の期間を延長する必要があるんだ。

なお、本改正による刑訴法 250 条 3 項及び 4 項の施行（令和 5 年 6 月 23 日）より前に犯された罪で、その施行の際、すでに公訴時効が完成しているものについては、これらの規定は適用されません（改正法附則 4 条、5 条 1 項）。

一方、これらの規定の施行前に犯された強姦^{かん}や強制性交等の罪であっても、前記施行の際、公訴時効が完成していないものについては、これらの規定が適用されることに留意してください（改正法附則 4 条、5 条 2 項）。

4 ④性交同意年齢の引き上げについて

旧 177 条では、13 歳未満の者に対しては、強制がなくとも強制性交等罪として処罰されていました。これが新 177 条 3 項では、その年齢が引き上げられ、**同意があったとしても 16 歳未満の者と性交等を行った者は原則として処罰の対象**となります。この引き上げの理由は、自由な意思決定の前提となる能力が十分に備わっていない人に対しては、性的行為をただけで、その性的自由・性的自己決定権が侵害されることになると考えられているところ、13 歳以上 16 歳未満の人は、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けていると考えられるからです。このような考え方を前提として、今回の改正法では、性交同意年齢につ

いて、16 歳未満とされました。



中学生くらいだね。

ただし、13 歳未満の者に対して性的行為をした場合は一律に処罰対象となりますが、**13 歳以上 16 歳未満の者に対しては、その者より 5 年以上年長の者が性的行為をした場合に限り処罰対象**となります。したがって、これに該当しない者は、同意があったにもかかわらず処罰されるということはありません。もっとも、同意の有無は、通常の不同意性交等罪と同様の暴行又は脅迫の有無等といった新 176 条 1 項各号要件を検討して判断するので、これに該当する場合は処罰対象となります。なお、新 176 条 3 項及び新 177 条 3 項に規定する「5 年以上」かどうかの算定は、両者の誕生日を比較して行われることに留意してください。

5 ⑤構成要件の整備・拡大について

改正前の刑法では、①手段たる行為について「暴行・脅迫」又は「心神喪失・抗拒不能」といった要件によって判断しており、また、②結果たる行為は「陰茎の挿入による」性交等に限定されていました。しかし、①について、事案によってはその成立範囲が限定的に解されてしまう余地があるのではないかとの指摘があり、②については、処罰範囲が狭きに失するのではないかとの批判もありました。

そこで、今回の改正では、①については処罰範囲を明確化し、②については処罰範囲を拡大したものとすることができます。

以下、構成要件の拡充に伴う変更点を説明していきましょう。具体的には、(1)手段たる行為・事由の整備、(2)陰茎の挿入以外

(1) 手段たる行為・事由の整備

新 177 条 1 項の条文を見てみましょう。前条（新 176 条）第 1 項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交等を行うことが構成要件となっています。



これを便宜上「不同意要件」と呼ぶよ！

また、新 177 条 1 項では、新 176 条（不同意わいせつ罪）1 項各号に掲げる行為・事由をそのまま引用しているため、以下、これらを単に「各号該当行為・事由」と呼びます。

条文の構造からすれば、「その他これらに類する行為又は事由により」との文言があることから、各号該当行為・事由も不同意要件の例示にすぎず、各号該当行為・事由に当たらなくても「これらに類する行為又は事由」によって不同意要件が充足されれば、不同意性交等罪が成立することになる、と解釈するのが自然でしょう。もっとも、これでは処罰範囲が無限定に拡大することとなりかねず、刑罰法規の明確性の原則（罪刑法定主義の派生原則の1つ）に抵触するおそれがあるのではないかと懸念が一部から指摘されていることも事実です。この点については、今後の判例・学説の動向を注



(i) 1号 (暴行又は脅迫)

1号は「暴行又は脅迫を用いること又はそれらを受けた」とを処罰の対象としており、旧177条と同様の暴行・脅迫要件を引き継ぐものと考えられます。

(ii) 2号 (心身の障害)

「心身の障害を生じさせること又はそれがあること」とは何らかの原因により心神喪失に陥らせるような場合や障害者の場合等を指し、旧 178 条 2 項の適用範囲であったものです。

(iii) 3号 (アルコール・薬物)

3号はアルコールや薬物を摂取し又はさせた後に性交等を行う場合を適用範囲としており、旧178条2項と適用範囲はほぼ同じであると考えられます。もっとも、アルコール等により心神喪失することなどを要件としていないため、どのくらいの量のアルコールを摂取したら「同意」の意思決定に影響があるのかは現時点では明確ではありません。

(iv) 4号 (睡眠状態等)

4号は睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせ又はこれに乗じて性交等を行う場合を指し、旧178条2項の適用範囲とほぼ同様といえます。

(v) 5号（不同意の意思形成やその表明等が困難な場合）

この改正により、以前は、強姦性交等罪に該当し得る行為であったにもかかわらず、条文が曖昧であったことを理由に同罪で処罰できず、迷惑防止条例や強制わいせつ罪で処罰していた行為が、「性交等」の拡大とも相まって不同意性交等罪で処罰可能となりました。例えば、不同意の意思形成が困難なほどの不意打ちで行われる痴漢行為における指

(viii) 8号(経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力に起因して受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること)

8号の場合は、いわゆる上司と部下や、優位な立場にある企業の従業員とその取引の相手方の従業員といった、相対的な経済的・社会的弱者に対して、その「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力」に乗じて性交等を行う場合を指します。「経済的関係」とは、金銭その他の財産に関する関係を広く含み、「社会的関係」とは、家庭・会社・学校といった社会生活における関係を広く含みます。また、「不利益を憂慮」とは、自らやその親族等に不利益が及ぶことを不安に思うことをいいます。もっとも、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力」がない社内恋愛により上司と部下が恋愛関係にあった際に、これがこじれて事件化した場合の処理や、社内で行われる二股関係にある際に一方の関係を断つべく被害を申告したといった場合は、形式的には、刑法上の適用範囲内となるおそれがあり、今後の動向に注目していく必要があります。

(2) 陰茎の挿入以外の手段による挿入行為について

旧 177 条では、「性交等」とは、陰茎の膣への挿入（性交）、陰茎の肛門への挿入（肛門性交）又は陰茎の口への挿入（口腔性交）のことを意味していました。新 177 条では、これらに加えて、膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなものについても、「性交等」に含むこととされました。したがって、痴漢の際に行われるわいせつな態様による指の挿入行為も「性交等」に含まれます。

(3) わいせつでないと思信させて性交等に及ぶ行為について

この行為の具体的なものとしては、医療行為と誤信させて性交等を行う場合があると考えられます。旧 177 条では、

誤信させた場合は「暴行又は脅迫」に該当しなかったため、旧 178 条 2 項による準強制性交等罪などで処罰していたところ、これが新 177 条では適用範囲となりました。

(4) **人違いをさせ性交等に及ぶ行為**

この行為の具体的に想定される場合は、婚姻関係にある者による性交等に際して、暗闇に乗じる場合や目隠しをするなどして、人の区別を困難にさせ、婚姻相手でない第三者による性交等を行う場合が考えられます。



どんなシチュエーションやねん (^-^;)

今回は、不同意わいせつ罪、撮影罪等、引き続き性犯罪の改正について解説します。何度も言いますが、間違いなく昇任試験頻出事項です！

【公訴時効期間の変更について】

刑訴法 250 条 3 項	罪 名	罰 条	法定刑 の上限	公訴時効期間		未成年 加算
				旧	新	
1 号記載 の罪	不同意わいせつ致傷罪	181 条 1 項	無 期	15 年	20 年	○
	監護者わいせつ致傷罪					
	不同意性交等致傷罪	181 条 2 項				
	監護者性交等致傷罪					
	強盗・不同意性交等罪	241 条 1 項				
	常習強盗・不同意性交等罪	盗犯等防止法 4 条				
2 号記載 の罪	不同意性交等罪	177 条	20 年	10 年	15 年	○
	監護者性交等罪	179 条 2 項				
3 号記載 の罪	不同意わいせつ罪	176 条	10 年	7 年	12 年	○
	監護者わいせつ罪	179 条 1 項				
	児童福祉法違反	児童福祉法 60 条 1 項				



(変更なし)	不同意わいせつ致死罪	181 条 1 項	無 期	30 年	30 年	×				
	監護者わいせつ致死罪									
	不同意性交等致死罪	181 条 2 項								
	監護者性交等致死罪									
	強盗・不同意性交等致死罪	241 条 3 項					死 刑	な し	な し	×
	強盗・不同意性交等殺人罪									

※ 罪名・罰条については、本改正後のもののみ記載しています。

※ 「罰条」欄については、法令名の記載がなければ、刑法になります。

※ 「未成年加算」欄は、刑訴法 250 条 4 項による期間加算の有無を指します。

当コラムは日本公法発行の月刊誌ベスト 2023 年 11 月号に掲載されたものをベースにしています。複製等の利用を禁ずるものではありませんが、利用する際は、以下の利用規約を遵守してください。

- ・必ず「株式会社日本公法発行 月刊誌ベスト 2023 年 11 月号より引用」と明記すること。
- ・利用後、2 週間以内に日本公法宛（nihonkoho@proof.ocn.ne.jp）にメールをすること（掲載 URL 等の利用の具体的内容を記載してください）。
- ・利用者の利用行為については、日本公法は一切その責任を負いません。
- ・違法なサイトや違法取引目的での利用は禁止します。